



### 熊本県 全8件

■都道府県：熊本県

■自治体名：水俣市

【名称】水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

【制定】2018年7月1日

【対象】太陽光、風力、水力、バイオマス、等 再生可能エネルギーに分類されるもの

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、生活環境の保全、土砂災害対策等

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】本市における再エネ設備導入のためのガイドライン

■都道府県：熊本県

■自治体名：山鹿市

【名称】山鹿市景観条例

【制定】2008年12月17日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

■都道府県：熊本県

■自治体名：阿蘇市

【名称】阿蘇市景観条例

【制定】2014年9月9日

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】建築面積1,000を超える太陽光発電施設を設置する場合 届出が必要

■都道府県：熊本県

■自治体名：天草市

【名称】天草市景観計画

【制定】2009年4月1日

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】固定価格買取制度開始以降、本市でも太陽光発電設備が急速に普及したが、当時の天草市景観計画には太陽光発電設備に関する具体的な記載がなく、届出の周知や指導の徹底が難しい状況であった。そのため、平成28年1月に景観計画を変更し、太陽光発電設備に関する届出対象規模と景観形成基準の追加を行った。

## 熊本県 全8件

## ■都道府県：熊本県

## ■自治体名：小国町

【名称】みんなで考え みんなで創る小国町まちづくり条例

【制定】1996年3月18日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談、事前協議

【概要】当条例は開発規制条例ではなく、地元住民と開発事業者との間で密な情報交換が行われることを目的としている

## ■都道府県：熊本県

## ■自治体名：小国町

【名称】小国町地熱資源の適正活用に関する条例

【制定】2016年1月1日

【対象】地熱

【内容】自然環境の保全、景観の保全、廃棄物の処理、地元との諸調整

【法令根拠】温泉法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談、事業に対する同意

【概要】当条例は開発案件に対し許可、認可を出すものではなく、町としての同意を判断するものであるが、熊本県の温泉審議会は当町の同意を重視しており、町の同意なしに温泉法を根拠とする温泉審議会の認可を受ける事は難しいものになっている。

## ■都道府県：熊本県

## ■自治体名：小国町

【名称】小国町景観計画

【制定】平成28年3月

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】景観の保全、土地利用の制限

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【概要】当計画が策定される以前から、町内においての開発事業についてはまちづくり条例を用いて管理されているため、当計画に該当する用件かどうかを見る前に、まちづくり条例にかかる案件であるかどうかを確認するため、エネルギー開発事業において、当計画を利用することはないと考える

## ■都道府県：熊本県

## ■自治体名：山都町

【名称】山都町景観づくり条例

【制定】2008年3月17日

【対象】良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為にが移動する場合

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】豊かな自然と文化、地域の生業によってはぐまれた景観を地域資産として位置づけ、次世代に継承し、自然と共存する美しい町づくりを進める。